

高齢者等虐待防止指針

西都保健生活協同組合

1. 基本理念

高齢者等の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者、患者に対して虐待を行ってはならない。そのため西都保健生活協同組合の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者等虐待について理解し虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2. 定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力をくわえること。また、正当な理由なく身体を拘束すること（身体拘束等適正化指針あり）

(2) 介護・世話の放棄

意図的、結果的であるかを問わず行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすることまたは利用者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭やその他財産を使用する、または利用者が希望する金銭やその他財産の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者等虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者等虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

(1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

(2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

(3) 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み

研修内容は虐待防止に関する基礎的内容と法人の指針等を年 1 回以上全職員対象に行う。

また新入職員についても研修を行い、実施した研修内容の記録をすること

(4) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

メンタルヘルスチェックとメンタルヘルス対策の基本の学習など

(5) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

4. 虐待発生時の考え方

(1) 虐待の発見及び通報

① 職員は利用者、利用者家族又は職員からの虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。

② 利用者に虐待が疑われる場合には、施設内、利用者居宅等訪問先での虐待事象については行政（市役所、包括支援事業所）に速やかに報告する。そして虐待については必要に応じて高齢者虐待防止委員会を臨時に開催し対応を協議する。

(2) 虐待に対する職員の責務

① 法人内や家庭内における高齢者等虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めなければならない。

② 虐待防止委員は利用者宅や事業所内等において虐待を受けたと思われる患者・利用者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者へ報告する。責任者は高齢者等虐待防止委員会を臨時に開催し解決にあたる。また、法人本部へ報告するとともに速やかに市の担当者へ報告する。

(3) 高齢者虐待防止委員会の責務

① 通報を受け、高齢者等虐待防止委員会を臨時開催し、事実確認後速やかに市に一報する。臨時委員会開催の場合、他職員や第三者を加えることができる。

② 利用者と当事者、事業所管理者から事情聴取する。

③ 上記と同時に虐待内容、原因、対応を検討し、委員会による支援方針を決定する。

④ 解決策、再発防止案をもって再度市に報告する。

5. 成年後見制度推進機関と連携し対応を考慮する。

清瀬市 きよせ権利擁護センターあいねっと、小平市 権利擁護センターこだいら、
東村山市 成年後見制度推進機関、東久留米市 東久留米市成年後見推進機関、
西東京市 権利擁護センター西東京

6. 高齢者等虐待防止指針は法人のホームページに掲載し公表する。

2022 年 10 月 25 日作成

2024 年 04 月 01 日改訂